

令和2年度第3回苫小牧市子ども・子育て審議会部会 会議録

開催日時 令和2年10月23日（金） 午後6時から午後6時30分まで

開催場所 苫小牧市民活動センター 多目的ホール

出席者

- ・部会委員 8名
青山委員、木原専門委員、小山専門委員、高田専門委員、田中専門委員、藤崎委員、松村専門委員、毛利委員
- ・関係職員 7名
健康こども部長、こども支援課長、こども支援課副主幹、こども支援課主査、こども支援課相談係主査、こども支援課相談係主任主事、こども支援課相談係主事
- ・傍聴人 3名
市民（1名）、苫小牧民報社（1名）、北海道新聞社（1名）

1 開会

（司会）

ただいまから令和2年度第3回苫小牧市子ども・子育て審議会部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、こども支援課の板橋と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、桜田健康こども部長から挨拶があります。よろしくお願いいたします。

2 健康こども部長挨拶

（健康こども部長）

皆様、こんばんは。健康こども部長の桜田でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、お仕事終了後のお疲れのところ、また、足元の悪い中、苫小牧市子ども・子育て審議会部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から子育て支援を始め、市政推進のためにご理解ご協力をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

まず、はじめにひとつエピソードを紹介させていただきますけれども、広報とまこまい9月号に「児童虐待のないまちを目指して」という特集を掲載いたしまして、その中で部会の委員であります小山教授にインタビュー形式の記事を書いていただきました。

9月上旬にその記事を見た市民の方から、こども支援課へ電話がありまして、電話をく

れたのは祖母で、祖母自身、普段から娘のやっていることは虐待にあたるのではないかと心配していたところ、娘が広報の記事を読んで、自分で児童相談所に電話をかけて、子どもの判定相談の予約に至ったとのことで、家族でもう少し頑張ろうという話になったと、お礼の電話をいただきました。

私どもとしましても大変うれしい出来事であるとともに、継続した児童虐待に対する周知・啓発に取り組む必要性を改めて感じたところであります。

さて、本日の会議は事務局から最終案を示させていただきます。

これまで委員の皆様には未来を担う子ども達をどのように守るか、保護者への必要な支援は何か、関係機関や市民はどう関わるかなど、ご意見をいただき、その意見を参考に内部でも協議を重ねてまいりました。

中でも児童虐待防止法の対象には含まれない妊婦に関することや、通告は相談の入り口としてとらえること、地域における子育て支援が重要な役割にあることなど、条例が特色のあるものになったと感じているところであります。

本日は、条例制定を目的とした本部会の最後の会議となります。委員の皆様には本日も忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

(司会)

ありがとうございます。

なお、遠藤委員は本日欠席となります。また、木原委員は別件があり、中座するとのことです。本日は前回と座席の配置を変更しております。

ここで、会議の成立について、ご報告いたします。

お手元にお配りしております「苫小牧市子ども・子育て審議会条例」第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されております。同条例第7条第5項において部会への準用が規定されており、本日は、委員9人中8人と、半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、議事に入りますが、ここからは松村部会長に進行をお願いしますので、議長席へ移動して、議長をお願いいたします。

3 議事

(議長)

どうも皆さんこんばんは。

大変遅い時間にもかかわらず、皆さんにお集まりいただきましてありがとうございます。今日の速報では道内のコロナウイルスが51人発生したということで、ちょっとびっくりしながら来た次第です。今まで以上に感染対策を考えながら進めていきたいと思っております。

本日は、議事の説明と質疑を行い、遅くとも午後7時30分を目途に終了を予定しております。また、この会議の議事録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、どうかよろしく申し上げます。

では、次第3の議事に入ります。

(1)「苫小牧市子どもを虐待から守る条例」最終案について、事務局から説明をお願いいたします。

(こども支援課副主幹)

こども支援課の尾崎です。よろしく申し上げます。着座で説明させていただきます。

今回提示した最終案について説明いたします。資料1をご覧ください。

前回、各条文の内容を説明しておりますので、重複を避けるため、前回から変更した箇所の説明をいたします。変更箇所は前回同様、網掛けとしており、それぞれ条の下に変更点を記載しております。

まず、第1条の目的ですが、ここでは「総合的かつ計画的」を「総合的」に変更しています。「計画」が指し示すところがあいまいであり、また、子ども家庭総合支援拠点の設置や児童相談所苫小牧分室の開設など、体制強化が図られていることから、総合的に施策を推進する段階として、計画的を除いています。

次に、「安全」には「確保」、「成長」には「図られる」が適切な組み合わせとして網掛け部分のように変更しています。

2ページにいきまして第2条ですが、接続詞の変更程度で大きな変更はございません。

次に、3ページの第3条、基本理念ですが、第1項の「子どもに苦痛を与える」を「子どもを苦しめる」に変更しています。文章で見たときに「将来にわたって」につながる部分であり、「わたって」という時間的な継続性を考慮しての変更です。

第2項は「虐待への」を加え、早期対応の対象を明確化することで意味が伝わりやすいようにしています。

第3項では、「全ての」の表現を市の責務からこちらに移動しています。もともと法令的には「子ども」というと、全ての子どもを指しますので、市の責務より基本理念に強調として「全ての」を入れることとしたものです。

4ページにいきまして、第4条、市の責務ですが、第2項の「技術の修得」を「技術の向上」に変更しています。これはすでに技術を修得した者であっても継続的に技術の向上を図る意味合いとしたものです。

第3項は「人権」を「権利利益」に変更しています。これは他の条項と表現を合わせたものです。

次に第5条、保護者の責務ですが、ここは前回から変更箇所はありません。

6ページにいきまして、第6条、市民等の責務ですが、第2項の「市が実施する子どもを虐待から守るための施策」ですが、もともとは「子どもを虐待から守るために市が実施

する施策」となっていますが、第7条や第14条と語順を合わせたもので、意味合いに変更はございません。

次に第3項の「生活環境」を「家庭環境」に変更しています。孤立するのは生活というよりは家庭という意味合いから変更したものです。

次に7ページ、第7条の関係機関等の責務ですが、第2項の「技術の修得」を「技術の向上」に変更しています。変更理由は市の責務のところと同じですので、説明は省略します。

次に第3項の「見守られる」を「見守ることができる」に変更しています。関係機関等として、受動的な表現より、主体的な表現とすることで積極性を表しています。

8ページにいきまして、第8条、虐待の予防及び早期発見ですが、第1項について、前回、木原委員から「どの家庭にもリスクはある」、「どの家庭でも必要な時に支援が受けられるというメッセージを盛り込みたい」という意見を受け、網掛けの部分を加えたものです。「個々の子ども又は保護者」という表現で「どの家庭でも」というのを含みます。

また、「特定妊婦」についても意見をいただいておりますので、特定妊婦とすると「出産前から出産後の支援を必要とすることが見込まれる妊婦」という対象の限定を含むことから、「妊婦」という表現で、全ての妊婦を網羅する表現としました。

次に第4項に「虐待に係る」を加えています。これは第2項の「相談」と区別するために付け加えたものです。

次に第9条、通告に係る対応等ですが、変更箇所は第3項と4項でして、10ページになります。

まず、前回から見て、第3項と第4項を入れ替えています。これは第1項から第3項までは通告に係る保護者と子どもについての記載であり、第4項は通告をした人についての内容という順序に整理したものです。

第3項の内容については、前回、小山委員から「通告はいろいろな相談の入り口でもあり、そこから医療的、福祉的ニーズを見つけ出し、良好な環境で家庭生活を送れるように支援するというメッセージを盛り込みたい」という意見を受け、変更したものです。もともとは心理的外傷へのケアのみであったのを、「子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて」とすることで、ニーズに応じた支援を含ませています。「良好な環境で家庭生活を送れるよう」というのは、「良好な家庭環境で生活できるよう」としています。

次に第10条ですが、前回から変更箇所はありません。

次に第11条、虐待を受けた子どもの家庭への復帰及び自立に係る支援ですが、ここでの変更箇所は前回より具体的に表現することで、わかりやすさを図ったのものであり、意味合いとしては変更しておりません。

次に第12条、子どもへの虐待に関する知識の普及等ですが、第2項に主語を加えています。

次に第13条、児童虐待防止推進月間ですが、変更箇所はございません。

次に第14条、通告の状況等の公表ですが、ここでは「守ることに関する」を「守るための」に変更しています。これは第6条でもありましたが、「市が実施する子どもを虐待から守るための施策」と表現を合わせたものです。

第15条は、変更箇所はございません。

この他に、前回部会でご意見のあった見直し規定についてですが、理念条例で概括的な内容であり、罰則規定もないなどの理由から、今回盛り込むことは見送りとさせていただきます。

以上、前回部会の意見を踏まえた最終案について説明させていただきました。

なお、条例の最終案についてですが、法務担当課との調整等によりまして、表現変更の可能性は最後まであることについてご理解をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。

「苫小牧市子どもを虐待から守る条例」最終案について説明がございました。

本日はこの後、予定のある木原委員から先にご意見を伺いたいのですが、示された案についていかがでしょうか。

(木原委員)

すいません。中座させていただく関係で先にさせていただきました。申し訳ありません。

昨日から熟読していきまして、私がお願いしていました妊婦さんのことについて入れていただいて、大変ありがたいなと病院の方で働いている者として思っております。あと、通告後のところも詳しく書いていただきまして、これは病院で働いているものとして痛感していきまして、児童相談所の職員も一生懸命やられているんですけど、終結してもそこで終わりではないところを痛感していますので、その文言を加えていただいたことも非常に病院としてもありがたいなと、医師会を代表してもありがたいなというふうに感じておりますので、前よりも平易な言葉で行動指針がはっきり出たなと感じている次第です。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございます。ご質問というよりも、今回の案につきましてお礼を言われたというところで、事務局の方から何かありますか。受けとめたということでもいいですか。

(尾崎副主幹)

はい

(議長)

木原委員、どうぞお時間になりましたら遠慮なくご退席をお願いします。

(木原委員)

ありがとうございます。

(議長)

それでは他に皆さん、質問、ご意見ございませんでしょうか。

なければ感想でもよろしいので、せっかくお越しいただいたので、一言ずついただきたいのかなと思います。

小山委員お願いいたします。

(小山委員)

前回要望した点について、組み入れていただき、ありがとうございます。

今回、改めて表現されたことについて、私の方から修正を求めるような内容はございません。あと、全体を通して、「全ての子ども」とか「市は」というふうに、主語がはっきりしたところが、条例としてメリハリが効いた表現になったのかなと思いますし、熟語の「図る」や「確保する」そういった面も統一もされたということで、全体の表現は整えられたのかなと思います。あと、全体的に積極的な姿勢が加わったようで、私としては今回さらに良くなって、整えられたかなという印象を持ちました。以上です。

(議長)

ありがとうございます。大変満足していただいたというご意見なので、続きまして高田委員の方からお願いします。

(高田委員)

条例の内容や表現なども含めて全く気になることはありませんし、簡明といいますか、簡易で明確な伝わりやすい条例になっているので、素晴らしい内容だなと思っております。

前回の部会でも感想でお伝えしたと思うんですけど、条例というのは市民の方含めて苦小牧市全体で虐待について対策対応していこうというメッセージのものになっておりますので、いかにこう市民の方に周知するのかという、周知がすごく大事ななど、絵に描いた餅にはしないように周知が大事ななど思っていたんですけど、冒頭で広報に掲載されて、その広報を見た方から連絡があったとありましたので、そこは市民の方に向けて早速周知が図られていて、そこもすごくいいのかなと思いましたので、引き続き継続してですね、取り組みをしていくのが大事なのかなと思っております。私からは感想ですけど、以上になります。

(議長)

ありがとうございます。

広報というのは若いお母さん、子育て中のお母さんはよく見るそうなんですね。いろんなお知らせもありますので、そういう意味では小山委員の記事は大変ありがたかったんだと思っております。

続きまして、田中委員お願いします。

(田中委員)

全体的に主体的な表現が加わったことで、私どものセンターとしましても、より市と気持ちを合わせて対応をしていきたいという思いを強くしたところです。

前回の審議会を受けて、こういう会議に参加させていただいているということを我々の団体の管理職の会議で報告させていただきました。その際に虐待から守るというのは市民の責務なんだという話をさせていただいて、我々の団体は苫小牧市では各コミュニティセンターや文化交流センターの指定管理をさせていただいているんですけど、先日、住吉コミュニティセンターの館長から、ちょっと心配なお子さんがいて、市民の責務としてどうやって通告したらいいのかなと市に相談して、こども支援課の立花さんが対応してくださったということがありました。そういうふうにとつとつ市民の皆さんの心に残っていくような条例になればいいなと感じました。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

市民に周知がだいぶ広がっているという手ごたえを感じまして、大変ありがたいなと思います。続きまして、青山委員お願いします。

(青山委員)

前回もいい文章だと思っていたんですけど、新しい変更箇所を読むことで、ずいぶんと良くなったことがよくわかります。他の方もおっしゃってますが、主体的な市の覚悟というかそういうようなものも主語を入れることでとても強く感じられると思います。

それから、これが市民の皆さんのところにいつも頭の中にこの条例というものがあって、それが生かされるのが楽しみと言ったら変ですが、生かされることを望みます。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございます。条例に対する期待感を感じまして、私もうれしく思いました。続きまして毛利委員お願いいたします。

(毛利委員)

私もこの条例案を読んで、主体的積極的な文章が多くていいなと思っております。条例についてはいいものが出来たのではないかなと感謝したいと思います。私も皆さんもおっしゃってますが、この条例がですね市民の方に広く理解されて、みんなで子どもたちを守ると、そういう意欲を高めるために今後の具体的な施策だとかが大事になると思いますので、この条例を生かした具体的な取り組みが早く市民に届けられればいいなと思っております。以上です。

(議長)

ありがとうございます。続きまして藤崎委員をお願いします。

(藤崎委員)

こういった外部に向けられた文章を作る側に立つということが、私はあまりない立場の人間なので、こんな丁寧に言葉ひとつひとつを選んで作られているもんなんだなというのを知るとすごく素晴らしいなというのと、お疲れ様ですではないけど、そういうふう感じて、それだけすごく時間をかけて丁寧に作られたものなので、絶対生かしていきたいなと思うので、これから先、期待していきたいなと思いました。以上です。

(議長)

ありがとうございます。私からもひと言。今日で終わりなので感想なんですけど、本当に素晴らしいものが出来上がったなと感じております。これも全て基礎を作っていただいた職員の皆さん、そして何よりもここにいらっしゃる委員の皆さまの色々なご意見を頂戴して出来上がったものだなとつくづく感じております。ありがとうございます。

それでは、一通りご意見をいただきましたが、予定より早いけどいいでしょうかね。それだけ皆さんに満足していただいたということで、スムーズに話が進んだのかなと思います。他、よろしいでしょうか。ご質問が無いようですので、次に進みます。

(2) パブリックコメントの結果について事務局から説明をお願いいたします。

(こども支援課副主幹)

パブリックコメントの結果について説明いたします。資料2をご覧ください。

意見提出期間は9月2日から10月1日までの30日間を実施しました。

実施に際しましては、前回部会で青山委員からラインでの周知案をご提案いただきまして、9月4日に市公式ラインで発信いたしました。

この他にも広報とまこまい9月号の特集ページでの周知などを実施し、結果としましては2名の方から5件の意見を提出いただきました。

それぞれの意見は原文のまま、資料のとおりとなっています。

条文というよりは施策に対する意見が多く、意見を受けて素案の修正をしたものではありませんでした。

パブリックコメントの結果につきまして、事務局からの報告は以上です。

(議長)

ありがとうございます。素案に対して付け足し、異論はなかったということで、パブリックコメントでもこの素案に対して満足感をいただいたのかなと感じております。

ただいま、パブリックコメントの結果について説明がありましたが、皆さんからご意見、ご質問はございませんか。何か気になることがありましたら。よろしいですか。

質問が無いようですので、次に進みます。

(3) スケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

(こども支援課副主幹)

今後のスケジュールについて、資料3を御覧ください。

まず、11月17日に子ども・子育て審議会が開催予定であり、本部会の実施経過と最終案がまとまったことを報告いたします。

この報告をもって、専門委員の委嘱が解かれることとなります。

ですので、専門委員の皆様におかれましては、6月30日の第一回部会から11月17日までが委嘱期間であったということになります。

11月中には今回の部会の議事録を皆様に送付できるよう準備を進めます。

12月上旬には本条例案を市議会に提出します。

議案が通りましたら、本条例は公布され、令和3年1月1日施行となります。

議案通過前なので、あくまで予定となりますが、1月9日には記念事業を実施したいと考えております。スケジュールについて、事務局からは以上です。

(議長)

ありがとうございます。ただいまスケジュールについて説明がありました。

皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは全体を通して、改めて皆さんからご質問ご意見がありましたら遠慮なくお願いしたいと思います。時間もかなり早く進んでおりますので。

====藤崎委員挙手====

はい、藤崎委員お願いします。

(藤崎委員)

すいません。条例のことと関係のない話になってしまうんですけど、パブリックコメン

トの結果が今回来ているというのが気になって、これはラインで来たものですか。

(議長)

事務局お願いします。

(こども支援課副主幹)

パブリックコメントの提出された方法ですが、市のホームページで提出できるところからメールでお二方とも提出されたものです。

(藤崎委員)

わかりました。ありがとうございます。

(議長)

他、皆様いかがですか。質問は以上ということによろしいでしょうか。

====委員から「ありません」の声あり====

それでは、他に質問が無いということで、これで全ての議事が終了いたしました。本日は皆様のご協力をいただき、大変ありがとうございました。お疲れ様でした。

4 閉会

(司会)

松村部会長ありがとうございました。

閉会にあたり、改めましてですが、桜田健康こども部長より挨拶があります。

(桜田健康こども部長)

それでは私から閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

改めまして、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本市における子どもを虐待から守る条例の策定にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様からいただきましたご意見を内部で協議をしている際にも、それぞれの委員の皆さまの経験や知識に基づいた意見であることを改めて感じる場面が多々あり、本当に各分野でご活躍の皆様にお集まりいただけた成果と実感しているところでございます。

こうした特色のある条例案を策定できましたのも皆様のご協力あつての賜物と、心から感謝を申し上げます。

本条例案は、先ほどスケジュールでご報告させていただきましたけれども、12月の市議会定例会に議案として提出いたします。市議会での審議の後、可決されますと、晴れて本市の条例として公布、そして施行と効力のあるものとなります。部会の開催は本日をもって最後となりますけれども、皆様それぞれの職場において、または地域において、私ど

も苫小牧市とこれまで以上に連携をいただき、本条例を実効性のあるものにしていくことができると考えております。未来を担う子どもたちのために引き続きご協力をお願い申し上げますとともに、皆様の今後ますますのご活躍を御祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。委員の皆様、本当にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして「令和2年度第3回苫小牧市子ども・子育て審議会部会」を閉会いたします。

お忘れ物などないよう、気をつけてお帰りください。どうもお疲れ様でした。